

受精卵ゲノム編集禁止へ

臨床研究 遺伝子治療指針改正へ

厚労省

の指摘もある。

ゲノム編集で遺伝子を改変した子どもを作る治療をめぐっては、米科学アカデミーが今年2月、条件付きで容認する報告書を発表。

「ゲノム編集」と呼ばれる新技術で異常がある受精卵の遺伝子を修復し、子どもを出産する臨床研究について、厚生労働省は、国の遺伝子治療の指針で禁止する方針を固めた。12日に専門委員会の初会合を開き、1年以内の改正を目指す。

指針がまとまれば、遺伝情報自由に書き換えるゲノム編集による受精卵の研究を対象にした初の国内規制になる。

現行の厚労省の指針は、受精卵に別の遺伝子を導入するなどして改変することを禁止しているが、受精卵にたんぱく質などを投与して改変するゲノム編集については定めがなかった。

ゲノム編集で受精卵の遺伝子を改変する研究について、政府の生命倫理専門調査会は昨年4月、基礎研究は容認する一方、出産に向かって臨床応用は安全性や倫理面での課題が多く、「容認できない」としており、この方針に沿って指針を見直すこととした。ただ、この指針には罰則がないため、厚労省から研究費を受けない民間病院には禁

中国ではすでに、病気の原因となる遺伝子を修復するなどの目的で、受精卵にゲノム編集を行う基礎研究の実施例が計3件報告されており、受精卵へのゲノム編集応用の是非が、国際的な議論となっている。